

## 福島県新型コロナウイルス感染症 拡大防止協力金および支援金

県は、要請や協力依頼に応じて、施設の休止や営業時間の短縮に応じた事業者などに対し、協力金および支援金を支給します。

### 《協力金》

#### ●支給額

▷基本額 1事業者あたり 10万円

▷加算額 県内の賃貸物件で営業している場合の加算額

◇事業所が1か所の場合 10万円

◇事業所が複数ある場合 20万円

#### ●支給要件

①4月28日から5月6日までの間、休止や営業時間の短縮に協力していること

②4月20日以前に開業しており、営業の実態があること

### 《支援金》

#### ●支給要件

5月7日から15日まで、休止や営業時間の短縮に協力した事業者などに、一律10万円の支援金を上乗せして支給します。

### 《申請期間》

7月31日(金)まで ※当日消印有効

☎福島県休業協力金コールセンター

☎024-521-8575 (午前9時30分～午後5時30分)

## 白河市新型コロナウイルス感染症 対策協力金給付事業

市は、県の基準に基づき、次の期間、施設の休止、営業時間の短縮を実施した事業者などに対して、一律10万円を支給します。

▷白河市独自期間 5月3日～5月6日

※5月18日から郵送による受け付けを開始しました。申請書は市ホームページからダウンロードしていただくか、商工課または各庁舎事業課にて配布しています。

#### ●郵送先

〒961-0053 白河市中田140

産業プラザ人材育成センター内 商工課

#### ●申請期間

7月31日(金)まで ※当日消印有効

☎商工課☎②5910

## 国民年金保険料の免除

所得が相当程度まで下がると見込まれる方の国民年金保険料について、免除申請をすることができます。

#### ●対象となる所得基準 従来の免除区分と同じ

#### ●申請方法

申請書を日本年金機構ホームページからダウンロードして郵送してください。

※臨時特例として令和2年2月以降、任意の月の収入を年額換算して、免除該当・非該当を判定します。

※本臨時特例は、前年の所得確定を待たずに免除などを行うものであり、免除期間中の保険料は将来受け取る年金額に影響します。

※免除期間の保険料を将来満額で受け取るためには、該当月から10年以内に納める追納制度を利用してください。

☎日本年金機構ねんきん加入者ダイヤル

☎0570-003-004

## クーポン DE しらかわテイクアウト

休業要請や外出自粛の影響を受けている市内飲食店を応援するため、テイクアウトやデリバリーを実施する飲食店のクーポン券を全世帯に配布しました。

#### ●配布枚数

1世帯あたり200円分×5枚(1,000円分)

#### ●利用期限 7月31日(金)まで

☎白河商工会議所 ☎②3101

商工課 ☎②5910



## 福島県新型コロナウイルス感染症 拡大防止給付金

県は、外出自粛などにより売上げが大幅に減少している事業者などに対し、給付金を支給します。

#### ●支給額 一律10万円

#### ●支給要件

①4月または5月の売上げが、前年度の同月期と比べて半分以下になったことを理由として、国の「持続化給付金」の支給を受けていること

②「新しい生活様式」への対応など感染防止策に取り組んでいること

※福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給を受けた事業者を除きます。

☎福島県休業協力金コールセンター

☎024-521-8575 (午前9時30分～午後5時30分)

# 新型コロナウイルス感染症に関する支援策

5月22日時点の情報です。対象条件など詳しくは、お問い合わせいただくか、ホームページなどをご確認ください。

## 国民健康保険加入（後期高齢者医療加入）の被用者に対する傷病手当

市の国民健康保険または後期高齢者医療制度の加入者で、次の支給要件をすべて満たした方に傷病手当金を支給します。該当する方は、必ず来庁前にお電話でお問い合わせください。

#### ●支給要件

①勤務先から給与の支給を受けている方（所得税法第28条第1項の給与所得）

②新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われ、療養のため労務に服することができなくなった日から起算して連続して3日間（待機期間）を経過した日から労務に服することができない期間がある方

※休職中に就業先から給与などの支給がある場合、傷病手当金の全部もしくは一部の支給が制限されることがあります。

#### ●支給額

直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数×3分の2×支給対象日数

#### ●適用期間

令和2年1月1日から9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間

※入院が継続する場合などは健康保険と同様、最長1年6か月まで

#### ●申請方法

感染拡大防止のため、郵送での申請にご協力をお願いします。

#### ●申請書類

◇世帯主・被保険者・事業主・医療機関がそれぞれ記入する申請書

※申請者によって必要な書類が異なりますので、お問い合わせください。

◇被保険者証の写し

◇振り込み先通帳の写し

#### ●申請書の入手方法

申請書は、市のホームページからダウンロードしていただくか、希望者には郵送します。

☎本庁舎国保年金課

▷国民健康保険加入者 内2176

▷後期高齢者医療制度加入者 内2175

## 子育て世帯への臨時特別給付金

#### ●対象になる方

①令和2年3月31日時点で市内に住所を有し、4月分の児童手当を受給する方

②令和2年2月29日時点で市内に住所を有し、3月に中学校を卒業した子どもがいる方

※いずれも所得制限を超えている世帯が対象の特例給付受給者を除きます。

#### ●給付日 6月25日(木)

※支給通知は送付しませんので、確認できなかった場合はお問い合わせください。

#### ●給付額 対象児童1人につき1万円

#### ●申請手続き 申請は原則不要です。

※公務員のみ、勤め先での受給状況証明と居住市町村への申請が必要です。

※給付金の受け取りを辞退する方は6月10日(水)までにこども支援課までご連絡ください。

☎本庁舎こども支援課 内2734

## 市営住宅の提供

解雇などにより、住居の退去を余儀なくされる方に市営住宅を提供します。

#### ●受入対象者

①市内に住所がある方で、解雇などにより社員寮などからの退去を余儀なくされた方（単身者の入居も可）

②解雇などにより住居を失ったことが客観的に証明できる方

③解雇などの証明書がある方

#### ●入居期間 原則3か月（更新により最長1年）

#### ●必要経費 家賃・光熱水費・共益費

※敷金および退去時の修繕費は不要です。

☎本庁舎建築住宅課市営住宅係 内2653

## 住居確保給付金の対象拡大

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた休業などに伴う収入減少により、住居を失った方または失うおそれのある方に住居確保給付金を支給します。

#### ●支給額上限（本市の場合）▷単身世帯 33,000円

▷2人 40,000円 ▷3人～5人 43,000円

▷6人 46,000円 ▷7人以上 51,000円

#### ●支給期間 原則3か月

#### ●支給要件 収入や資産の要件があります。

☎本庁舎社会福祉課 内2711・2739